

補 助 金 等 交 付 申 請 書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

所有者との関係

下記のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

記

1 補助事業等の目的

危険空き家の解体及び撤去等

(補助金の名称：小坂町危険空き家解体事業等補助金)

2 補助事業等の内容

(1) 危険空き家の所有者

住 所： _____

氏 名： _____

(2) 危険空き家の所在地

小坂町 _____

(3) 危険空き家の構造等

構 造： _____ 床面積： _____ m² 建築年： _____

(4) 危険空き家の解体等の事業費

_____ 円

3 補助金申請額

_____ 円

(1) 申請額の算出根拠

補助対象経費 _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円

(申請額の限度額：50万円)

4 事業期間

_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

5 特記事項

6 添付書類

- (1) 対象危険空き家の位置図
- (2) 対象危険空き家の解体及び管理にかかる経費の見積書
- (3) 対象危険空き家の現況写真
- (4) 対象危険空き家に係る登記事項証明書又は固定資産税課税台帳記載事項証明書
- (5) 対象危険空き家の所有者以外の者が申請する場合は、当該所有者の委任状及び当該所有者との関係性が分かる書類
- (6) 対象危険空き家の所有者とその所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者解体等に係る同意書
- (7) 町税等の納入状況確認同意書（様式5）
- (8) その他町長が必要と認めるもの

(様式1)

補助金交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

先に交付の決定を受けた補助金について、補助金の交付の申請を取り下げたいので、次のとおり届けます。

記

1 補助金の名称

小坂町危険空き家解体事業等補助金

2 交付決定の番号

令和 年 月 日付、小坂町指令第 号

3 交付申請額

¥ —

4 交付決定額

¥ —

5 取り下げの理由

(様式2)

補助事業（ 変更 ・ 中止 ） 承認申請書

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

先に補助金の交付の決定を受けた補助事業について、当該事業を（ 中止 ・ 廃止 ）したので、次のとおり関係書類を添えて承認を申請します。

記

1 補助金の名称

小坂町危険空き家解体事業等補助金

2 交付決定の番号

令和 年 月 日付、小坂町指令第 号

3 交付申請額

¥ —

4 交付決定額

¥ —

5 変更又は中止の理由

6 変更又は中止の期日

平成 年 月 日

7 添付書類

（1）交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの（中止の場合は不要）

（2）その他町長が必要と認めるもの

氏名

記

目的： 危険空き家の解体及び撤去等

¥ —

令和 年 月 日

- (1) 事業に要した経費を証する領収書の写し
- (2) 事業完了後の写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類等の写し
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(様式 3)

小 発 第 号
令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

小坂町長

補 助 金 交 付 額 確 定 通 知 書

小坂町危険空き家解体事業補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 補助金の名称

小坂町危険空き家解体事業等補助金

2 交付決定額

¥ —

3 交付確定額

¥ —

4 備考

(様式4)

令和 年 月 日

小坂町長 殿

申請者 住所

氏名

小坂町危険空き家解体事業等補助金交付請求書

令和 年 月 日付、小発 第 号で交付額確定の通知があった小坂町危険空き家解体事業等補助金について、小坂町危険空き家解体事業等補助金交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ —

2 振込先 (積立貯金口座以外のものをご指定ください。)

(1) 金融機関名 _____

(2) 支店名 _____

(3) 口座名義 _____

(フリガナ) _____

(4) 預金種目 普通 ・ 当座 ・ その他

(※ 該当する預金種目を○で囲んでください。)

(5) 口座番号 No. _____

(様式 5)

令和 年 月 日

小坂町長 様

申請者住所 小坂町

申請者氏名

町税等の納入状況確認同意書

小坂町危険空き家解体事業等補助金の交付申請にあたり、申請者に係る小坂町町税及びこれに準ずる納付金の納付状況について、職権で調査することに同意します。

納付状況調査に同意する項目

- 1 住民税
- 2 固定資産税
- 3 軽自動車税
- 4 国民健康保険税
- 5 介護保険料
- 6 後期高齢医療保険料
- 7 上水道使用料
- 8 下水道使用料
- 9 保育料
- 10 その他使用料